

# 時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第三千六百七十五號  
明治廿六年六月七日  
舊曆癸巳四月廿三日  
水曜日  
日出午前四時二十六分  
(乙亥)

て巨額の製絲を爲し隨つて巨額の資本を要する者は、専ら少數にして諭訪製絲業の盛大は畢竟多數小製絲家が各々孜々として勤勞するの結果なりと謂ふべし。今明治二十五年末に於ける諭訪製絲業の統計を擧げ

明治二十六年六  
月三十日  
大藏省告示第二十號  
東京第三十三國立銀行

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價送付料廣告料は左の如し  
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇  
面〇一箇月前金六圓〇月曜休刊  
○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ  
過額料ヲ受取

一行五號活字書四字帖 一日限  
六日迄七日以上

時事新報  
非内地雜居論者に  
對するより各社同一の記事を掲ぐるなど  
に依頼せすと雖も世間往々此事事を知  
るにさへ報道すれば本社にも其報道は達  
成され多きが如し爲めに行進ひを生じたる  
に向け發送わらんふどを請ふ

近來世間に非内地難居論者と唱ふるものあり頻りに外地難居を反対する其論旨の大要を聞くに外人の難居を許すときは日本の商賣工業は彼に壓倒せられ土地銀山等の不動産も又其占有に歸す可し現に今日にても外人が日本人の名義を以て土地を所有し又は事業に付て資本を投じたるものも少なからず云々とて非常に彼を恐るゝものゝ如し抑も事の是非を論ずるは人々の自由にして他より之を止む可きに非ず非内地難居論者が其非を論すれば之に反して難居恐るゝに足らざるの理由を明にする者もある可し結局天下の定論に歸す可からざるをなれば論者が熱心に此問題を研究してます／＼利害を明にするは専ら喜ぶ可きとなれども然れども其論中往々事實を誤りて折角の議論も忽ち論據を失ふが如きものあるは論者の爲めに取らざる所なり試に其例を舉ぐれば論者の中には外人が内地に下したる資本は何千萬圓の多さに至れりなし其數を明言するものむり其基だしさは信州なる諏訪湖畔の製錬所の如きは現云へり同新聞は信州にて開発し地方の信用も薄からずと云へば其説の確實なるは疑ふ可らず左に轉載したるものゝは即ち其所說なり我輩は所謂非内地難居論者が今後是等の事實に就ては精密なる調査を遂げしよ／＼事實を確めたる上にて發論せんふとぞ望むものなり

(中略) 諏訪製絲業家外資借入の談はもとへ無稽の體調に過ぎず單に普通考を以てするも之を悟る程に非ず、試みに思へ誰か遠方の製絲業に向つて巨額の資本を貸し渡す者ぞ、他人の事は置きて若し借用を論者に請ふ者有らば論者自ら先づ購入せん、否踏踏せずして謝絶せん、横濱の生絲賣込問屋が競ふて製絲業に資本を貸すは普通五六分の利子の外に他日利する所あればなり其地方所在の銀行の如きも亦外人と事情同じからず然るに論者さへ謝絶する事に向つて外人は乃ち資本を貸すと言ふは餘りに外人と神明視するか將た餘りに之を見くびりし旨のみ普通の考へには當て措るべからず、更に事實に據つて之を言はんに元米諏訪の製絲業少數者が宏大なる製絲所を設けて以て一手に巨額を産出するものに非ず一社にて二三千人の工女を使役し二三萬貫の生絲を出すもの有れど其一社と稱するは一の合同資本に依りて全體の事業を管む者に非ず各々經濟を異にせる若干の製絲家が其製絲を共同搗杵にて仕揚げ之を同一の荷造と爲し之に何々社の名を附して以て横濱へ輸送するに過ぎず故に一人に

業は之と關係の生絲問屋に托し若干の手數料を問屋に與へて以て問屋をして利する所わらしめ未だ敢て直接に外商に對して賣込の手續を爲す者わらず、若し製絲家にして外商より資本を借り入れ或は外商と共同事業を爲し我が生絲問屋に對しては最も資本上の關係無きならば則ち何を苦しんでか常に問屋と托するを要せん當に其外商と相談して直接賣込を爲すべきのみ然るに未だ敢て之を爲さる所以は固より他の原因もあらず雖も問屋と資本上の關係も亦有力なる一因ならずんばわらず之に依て之を見るも非難居論者の吹聴が大に事實に戻れりとの次第は略之を察するに足らん。

内人と外人の合資組織に依りて或事業を内地に營むの例は我輩も亦聞く所にして我輩は必ずしも全國の製絲事業中に此種類の全く絶無なると保證せざれども諭訪の製絲業に於ては決して斯くの如き合資組織なれば我輩が事實調査の上確かに保證する所なり

(本年五月三十日三十一日信濃毎日新聞抄録)

(下略)

内務省訓令第十一號參照

内務省訓令第三十五號(明治二十二年八月十二日)並備  
監理規則第二十四條ニ依リ總分シタル貨物ハ毎年四月三十日限リ前一  
週年度ノ收支精算書ヲ同總レ監督ヘ報告スヘン

○内務省訓令第十一號

官報

内務大臣伯爵井上馨

集治監 優留監

業は之と關係の生絲問屋に托し若干の手數料を問屋に與へて以て問屋をして利する所わらしめ未だ敢て直接に外商に對して賣込の手續を爲す者わらず、若し製絲家にして外商より資本を借り入れ或は外商と共同事業を爲し我が生絲問屋に對しては違も資本上の關係無きならば則ち何を苦しんでか常に問屋と托するを要せん當に其外商と相談して直接賣込を爲すべきのみ然るに未だ敢て之を爲さる所以は固より他の原因もあらず雖も問屋と資本上の關係も亦有力なる一因ならずんばわらず之に依て之を見るも非難居論者の吹聴が大に事實に戻れりとの次第は略之を察するに足らん。

内人と外人の合資組織に依りて或事業を内地に營むの例は我輩も亦聞く所にして我輩は必ずしも全國の製絲事業中于此種類の全く絶無なるを保せ乍然れども諭訪の製絲業に於ては決して斯くの如き合資組織なきは我輩が事實調査の上確かに保證する所なり

煙の豫約ありと云ふ  
○新聞社の合併  
に依り萬朝報社と合併  
事にしたりと  
○外國漁船の漂着  
國漁夫の漂着したる由  
發にて同縣知事より其  
牡鹿郡江ノ岬へ外人  
に米國漁船の漁夫五  
したる者外に二名漏  
外七名に還附の旨なりし  
付の手續と爲す

明治二十二年(八月)内務省訓令第三十五號ヲ廢ス  
明治二十六年六月六日

日月の争闘に、兩軍共  
の一開始の物語耳。  
相て此事を話すに先ち  
なる前文をかい様んで  
程の紙上に書きしたる

官  
幸

最も面白き物語もあり开  
ハンダルビルトが横合

明治二十二年(八月)内務省訓令第三十五號  
内務省訓令第十一號  
内務省訓令第三十五號(明治二十二年八月十二日)抄錄  
監視官總務二十四條ニ依リ關分シタル貨物ハ每年四月三十日限り前一  
週年度ノ収支精算書ヲ提出シ監督ヘ報告スヘシ

「よく此方の勇將ダニエ  
ルは、いに千變萬化の秘術と  
て、日月の爭闘に、兩軍共  
の一都始終の勝敗、耳  
宿て此事を訴すに先ち  
なる前行とかい様んで  
程の紙上に書記したる